

1. 令和6年1月以降の入札方法等一覧

電子入札システムで執行するもの（全て総務課執行）	従来どおり会場等で入札会などを行うもの
① 制限付一般競争入札（一関市営建設工事）	・ 工事等の見積合わせ会（総務課執行）
② 指名競争入札（一関市営建設工事）	・ 物品製造・役務の提供等（総務課執行）
③ 指名競争入札（一関市営建設関連業務） （測量・建設コンサルタント等）	・ 総務課以外の担当課が執行する各種入札及び見積合わせ会 ・ 一関地区広域行政組合が執行する入札及び見積合わせ会

2. 電子入札システム（以下「システム」という）により手続き方法等が変更となる主な内容（一部抜粋）

① 制限付一般競争入札（一関市営建設工事）

内 容	R5.12まで	電子入札導入後（R6.1以降）
(1) 入札公告	市HPで公開	「入札情報公開システム※」で公開
(2) 閲覧済書の提出	メール・FAX等で必ず提出	不要
(3) 入札参加申請書（様式第2号）	直接提出または郵送（要押印）	システムに添付して提出（押印不要）
(4) 入札（工事費内訳書）	会場での入札	指定する日時までにシステムで入札
(5) 再度入札（2回まで）	会場での再度入札	指定する日時までにシステムで再度入札
(6) 開札と落札予定者等の公表	会場での開札、落札予定者を公表	システムで開札、落札予定者を通知
(7) 落札決定及び契約前書類の連絡	落札予定者が書類提出後FAXで連絡	落札予定者が書類提出後システム及びFAXで連絡
(8) 入札結果の公表	入札月の翌月10日頃、市HPで公表	入札月の翌月10日頃、「入札情報公開システム」で公表

※ 電子入札システム内トップページから選択可能

②及び③ 指名競争入札（一関市営建設工事及び一関市営建設関連業務（測量・建設コンサルタント等））

内 容	R5.12まで	電子入札導入後（R6.1以降）
(1) 指名業者に対する指名通知	郵送で通知（開封P W（パスワード）付）	システムで通知（開封P W付）
(2) 指名通知受領確認書提出	-	システム処理（提出）
(3) 閲覧済書の提出	メール・FAX等で必ず提出	不要
(4) 辞退届の提出	直接または郵送で原本提出	システム処理（提出）
(5) 質問に対する回答	F A X	市HPで公開（開封P Wは①と同様）
(6) 入札（工事費内訳書（「建設工事」のみ））	会場での入札	指定する日時までにシステムで入札
(7) 再度入札（2回まで）	会場での再度入札	指定する日時までにシステムで再度入札
(8) 開札と落札者等の公表	会場での開札、落札者を公表	システムで開札、落札者を通知
(9) 落札者への契約前等書類の連絡	入札会場での配布	FAXで連絡
(10) 入札結果の公表	入札月の翌月10日頃、市HPで公表	入札月の翌月10日頃、「入札情報公開システム」で公表

3. 電子入札システムにおいて、十分に留意いただきたい事項（一部抜粋）【①～③共通】

内 容	説 明
電子入札における「再度入札」の参加資格について	「無効」の入札をした者は、再度入札に参加できません。 【例：1回目の入札で、入札金額と工事費内訳書の金額相違（無効）→再度入札があった場合は参加不可】 <u>（失格と同じ取扱い）</u>
入札後の金額修正などの取扱い	入札書は一度提出すると「内容の確認」、「修正」、「再提出」が一切行えません（建設工事は、工事費内訳書との一致が必須（工事件名・金額）となります）。
「電子くじ」について	落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あった場合、電子くじで落札者（落札予定者）を決定します。入札書を提出する画面で、任意の数字3桁を入力してください。
「入札期間」と「再度入札」について	システムの初回入札期間は、「公告等で指定する日の午前8時30分～午後4時まで」を予定。再度入札（2回まで）を行う場合、初回開札日と同日に実施予定。 再度入札1回目の開札は午後2時以降を予定（再度入札2回目はその後）。※再度入札案件数により入札期間及び開札時刻は前後しますのでご了承ください。

4. システム移行後も取扱いに変更がない事項（一部抜粋）【①～③共通】

内 容	説 明
設計データ等の公開	市HPでの公開。※制限付一般競争入札の閲覧を希望する場合、従来どおりパスワード申請をお願いします。
質問書の提出	メール、FAXでの提出。
契約前書類提出から契約まで	提出書類は変更ありません。担当窓口は、総務課契約係または各支所地域振興課。